



# Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. AOP<sup>1</sup>に関するデリー高等裁判所の判決

先頃、インドのデリー高等裁判所は、ジョイントベンチャー(以下「JV」)が契約獲得のみを目的として設立され、当該JVに参加する各企業(以下「JV参加企業」)の業務範囲が明確に定義され、当該JVの全事業がJV参加企業の間で配分されかつJV参加企業に下請契約に基づき遂行されている場合、当該JVはAssociation of Person(以下「AOP」とはみなされず、AOPとしての課税はされないという判決を下した。

インド税法上、AOPとは、一定の共通目的のために協力する複数の者から成る、一つの独立した課税事業体を意味する。AOPはパートナーシップとは異なる。

本件における納税者(以下「本件納税者」)は、道路建設プロジェクト実施を目的として2つの会社が設立したJVである。当該プロジェクトに係る契約から生じた収益の98%は下請企業であるJV参加企業に支払われ、残りの2%は付加価値税(value added tax: (VAT))支払等に充てられた。したがって、当該JVの税務申告書上の申告所得はゼロであった。

税務調査官は、当該プロジェクトからの収益の一部は、当該プロジェクトを獲得したJVに配賦されるべきであると主張し、契約から生じる総収益の5%の額について当該JVをAOPとみなして課税した。

デリー高等裁判所は、「共通の事業に共同参加していることを示す十分な事実がある場合を除き、課税目的上、複数の事業体をAOPとして一つの独立した課税事業体として取り扱うことは適切ではない」とするLinde AG 訴訟<sup>2</sup>判決に依拠し、複数の事業体間の協力をすべてAOPを構成するものとして取り扱うことは、共同体(association)を一つの独立した事業体とみなす趣旨に悪影響を及ぼすという判断を下した。そして、一つの事業目的を遂行するためにある事業体が他の事業体と協力するだけでは、単に事業上の利害関係が共通しているだけであり、AOPを構成するとみなすには不十分であるとし、AOPとみなされるためには、一定程度の共同参加を通じて管理される「共通の事業」を行うことが不可欠な条件であると述べた。

デリー高等裁判所は本件に関する事実関係に基づき、当該JVは契約獲得のみを目的として設立され、各JV参加企業の業務範囲は明確に定義され

1 出典: CIT 対 Oriental Structural Engineers (P) Ltd. [2015] 58 taxmann.com 77(デリー高等裁判所)

2 Linde AG, Linde Engg. Division 対 DDIT [2014] 44 taxmann.com 244(デリー)

ており、また、当該 JV 事業は JV 参加企業 2 社の間で分割され、当該 2 社は下請契約に基づき業務を遂行し、契約義務の充足に責任を有していた、という見解を示した。そして、Linde AG 訴訟で示された法原則を適用し、当該 JV は AOP ではないとする判断を下した。

## 2. **バンガロール控訴裁判所の判決<sup>3</sup>: 租税条約特典を受けられる場合には 20% の源泉税率は適用されず**

Infosys BPO 訴訟においてバンガロール控訴裁判所 (Bangalore Tribunal) は、納税者が租税条約上の特典を受けられる場合、1961 年所得税法 (Income-tax Act, 1961: 以下「所得税法」) セクション 206AA に基づき 20% の源泉税率が課される余地はないとする判決を下した。

セクション 206AA には、支払の受取人が納税者番号 (Permanent Account Number: 以下「PAN」) を持たない場合、租税条約上の源泉税率は適用されず、20% 以上の源泉税率が適用されると規定している。

本件納税者はインド企業で、複数の非居住者企業にロイヤルティーおよび技術支援料の支払を行ったが、これらの非居住者企業の PAN を取得していなかった。税務調査官は、PAN がない場合は所得税法セクション 206AA に基づき、20% の源泉税を徴収すべきであり、租税条約上の税率は適用されないと主張していた。また、不足納税額に対して利子が課された。

しかし、バンガロール控訴裁判所は、受取人の納税額は租税条約または所得税法に規定されている税率のいずれか低い方の税率を上限とするため、当該受取人が租税条約上の特典を受けられる場合には、所得税法セクション 206AA に定める 20% の源泉税率は適用されないという判断を下した。

---

3 出典: DCIT 対 Infosys BPO Limited [2015] ITA No.: 1143B/2013

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### 税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。